

世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託
業者選定プロポーザル説明書

令和7年1月
世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託（概算契約）

(2) 目的

本区は平成28年10月にがけ・擁壁等防災対策方針を策定し、今後発生が懸念されるがけ・擁壁の崩壊による土砂災害に備え、区民の生命と財産を守るための施策の方向性を示した。この方針に基づき、がけ・擁壁の安全性を高めるための施策を実施してきたところである。

方針の策定後も国内では大規模地震や豪雨の発生により、多数の宅地で甚大な被害が発生し、宅地擁壁の倒壊が多く見られている。国土交通省は令和4年4月に「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」を作成・公表し、健全度の低い宅地擁壁の実態把握と、地方公共団体から宅地所有者に対して指導・助言、予防保全対策を講じることにより、宅地防災の推進を図るものとしている。

方針策定から8年余りが経過した今、現行施策が国や都の施策の動向や社会情勢の変化、区内のがけ・擁壁の実態に即した内容であるかについて評価・検証を行い、庁内検討を進め、方針改定を行う。

(3) 対象のがけ・擁壁

①区内サンプル地区（12地区）または土砂災害（特別）警戒区域内にあるがけ・擁壁のうち、道路に接するがけ・擁壁または公有地、公園、河川等に面するがけ・擁壁であり、高さ2M以上かつ傾斜度30度以上であること。

②緊急輸送用道路に接するがけ・擁壁であり、高さ2M以上かつ傾斜度30度以上であること。

(4) 事業内容

委託業務の内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者間の協議により、企画提案の内容を踏まえ、仕様書を作成し決定する。

次に示す委託業務の概要は、現在、世田谷区が予定している業務内容であり、これらの業務を的確に進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

なお、令和8年度委託概要については、令和7年度の委託結果を踏まえ、改めて令和7年度中に決定する。

(5) 令和7年度委託概要

①がけ・擁壁の現地調査

「1(3)対象のがけ・擁壁」について、令和6年度机上抽出調査結果をベースにしながら、現地調査を行う。なお、公有地、公園、河川等に面するがけ・擁壁も調査対象に含む。

ア 調査対象箇所

サンプル地区	地域	箇所数（想定）
三宿2丁目、弦巻2丁目	世田谷	116
北沢1丁目、代田4丁目	北沢	173

中町1丁目・2丁目、瀬田1丁目	玉川	284
砧4丁目・7丁目、岡本3丁目	砧	183
給田1丁目、上祖師谷2丁目	烏山	84
(上記以外) 公有地・公園・河川に接するがけ・擁壁	—	131

土砂災害(特別)警戒区域	地域	箇所数(想定)
土砂災害(特別)警戒区域内	—	148

緊急輸送道路	地域	箇所数(想定)
緊急輸送道路に接するもの	—	213

上記の他、現地調査により新たに対象となるがけ・擁壁 50件(想定)

合計1,382件≒1,400件

イ 調査内容

(ア) 基礎調査

別紙1-①の内容について調査を行う。

(イ) 健全度判定

擁壁については、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル(令和4年4月国土交通省)」に基づき行う。自然がけについては別紙1-②に基づき行う。

(ウ) 対象外となるがけ・擁壁の扱い

高さ2M以上かつ傾斜度30度以上に該当しないがけ・擁壁は、現地調査対象外であるため、現地調査リストに対象外であることが分かるように明記し、がけ・擁壁マップの該当部分を削除すること。また、机上抽出調査と現場調査の結果を比較するリストを作成し、机上抽出調査の精度の検証を行うこと。

(エ) 新たに対象となるがけ・擁壁の扱い

現地調査リストに記載がないが、高さ2M以上かつ傾斜度30度以上に該当するがけ・擁壁は、調査対象に含める。現地調査リスト及びがけ・擁壁マップに追加の記載をして、基礎調査及び健全度判定を行うこと。

②現行施策の評価・検証

「平成27年度世田谷区急傾斜地等の安全対策に関する調査及び検討業務委託」、「がけ・擁壁抽出業務報告書(令和6年度版)」及び令和7年度「がけ・擁壁の現地調査」の結果に基づき、現行施策の評価・検証を行う。

③法令等や関連計画等の把握・整理及び他自治体の施策に関する調査と世田谷区施策との比較・検証・評価

法令等や国、都及び世田谷区の関連計画等を把握し、本方針に関する事項について整理する。また、東京都、都内他市区、神奈川県内の政令市・中核市のがけ・擁壁等の安全性の向上を促進するための施策について調査し、世田谷区施策との比較・検証・評価を行う。

④世田谷区における現行施策の継続効果や新たな施策の検討・提案

⑤改定素案の作成

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針（平成28年10月）」、「がけ・擁壁抽出業務報告書（令和6年度版）」及び本調査結果を踏まえ、令和8年度の業務委託当初に必要な、現行方針の改定素案を作成する。改定素案には、区が指定する特定テーマを記載することを条件とする。

ア 改定素案の構成

（ア）目的と位置付け

（イ）背景

（ウ）世田谷区の自然的・社会的特性

（エ）世田谷区によるがけ・擁壁等の調査

（オ）これまでの取り組みと課題

（カ）防災対策方針

（キ）擁壁の新設、改修、補強に対する補助内容決定へのプロセス

擁壁の新設については、設置規模ごとの補助金の金額を示すフロー図を作成して示す。

擁壁の改修、補強については、既存擁壁の工法及び健全度ごとに安全性を高める対策工法を示した上で、設置規模及び工法ごとの補助金の金額を示すフロー図を作成して示す。

フロー図は、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（令和4年4月 国土交通省）」に記載の予防保全対策工の検討フローを参考としながら作成すること。ただし、他の効果的なアプローチがある場合は、この限りではない。

イ 特定テーマ

（ア）がけや擁壁の安全性向上を実現するための具体的かつ実効性のある施策の提案

（イ）建築基準法及び東京都建築安全条例等の法令等に基づき、擁壁補強を行う擁壁の所有者に対して、区が補助を認めることのできる一定の安全性が担保される工法等について整理（擁壁の新設・改修を行う際の行政が行う確認行為との比較、他市区施策との比較し、適切な補助金額を定める手法を含む）

（ウ）区内全域のがけ・擁壁の安全性向上を実現するため、庁内の各所管の連携体制とそれをサポートするがけ・擁壁データベースのあり方の提案

⑥ 定期的な打合せ・資料作成・議事録作成及び関係所管との協議支援

本業務を適正かつ円滑に実施するため区担当課と定期的な打合せ（月1回程度）及び現地調査の進捗を共有するための打合せ（月2回程度）を行う。打合せは原則対面とし、管理技術者の出席を必須とする。

また、打合せ等においては業務進捗報告のための資料を作成し、打合せ後は議事録を作成し速やかに区へ提出する。また、関係所管との協議に必要な資料等の作成を支援する。

※令和7年度会議等の予定（詳細は別紙2参照）

定例会 30回程度

検討委員会・作業部会 9回程度

⑦ 業務報告書（令和7年度）の作成

本年度の業務をまとめ、業務報告書（令和7年度）を作成する。作成にあたっては、特定テーマを始め、令和7年度中に検討した内容全てについてまとめて掲載する。

⑧ 工程の管理

工程に遅れがある場合は、担当者を増員し、工程どおり完了するように対応すること。

（6）令和8年度委託概要（想定）

①施策の評価・検証・検討の修正

令和7年度行った施策の評価・検証・検討の結果（業務報告書）をもとに、関係所管との協議を行い、意見をもとに修正を行う。

②区民意見募集・関係所管との協議開催・事前打合せ・資料作成・議事録作成

区民意見募集、関係所管との協議、事前打合せ（随時）、資料作成等、がけ・擁壁等防災対策方針改定案の作成にあたり必要な業務を実施する。また、議事録を作成し、速やかに区へ提出する。

※令和8年度会議等の予定

定例会 12回程度

検討委員会、作業部会 9回程度

③世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定案の作成

上記①から②を踏まえ、がけ・擁壁等防災対策方針改定案（概要版を含む）を作成する。

④報告書の作成

委託期間を通して業務をまとめ、報告書の作成を行う。

⑤その他

業務内容の詳細については、区担当課と協議の上、決定するものとする。

（7）成果品

成果品の著作権は、世田谷区に帰属するものとする。なお、成果品は、次のようなものを予定している。

①世田谷区がけ・擁壁マップ（令和7年度版）

②現地調査リスト（令和7年度版）

③調査対象となったがけ・擁壁の画像データ

④令和6年度机上抽出調査と令和7年度現場調査の結果を比較するリスト等資料データ。

⑤「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」改定素案（A4版カラー製本無線綴じ80～100頁位）

⑥がけ・擁壁等防災対策方針改定素案概要版（A3見開き2色刷り）

⑦業務報告書（令和7年度）

⑧その他、委託業務時に取り扱ったもので区担当課から指定のあった資料等

⑨上記成果品の電子データ（DVD-R） 1枚 算定に使用、加工したGISデータを含む

⑩「基礎調査票」及び調査用地図等の取扱い

（8）履行期間

令和7年度契約 契約日から令和8年3月20日（金）まで（予定）

令和8年度契約 契約日から令和9年3月19日（金）まで（予定）

ただし、契約は単年度ごとに行い、令和8年度の契約については前年度の履行内容が良好と認められること、および予算が区議会で議決され配当されることを契約締結の条件とする。

2 予算額（提案限度額）

令和7年度 44,000,000円（消費税込み）

なお、現地調査の部分については、対象擁壁と対象外擁壁でそれぞれ単価を設定し、対象擁壁と対象外擁壁の件数に単価を掛けた概算契約とする。現地調査の部分についても提案限度額に含む。なお、区が指示する調査対象（1,400件）は全て確認をすること。

令和8年度契約の契約予定金額については、令和7年度中の履行において検討を進め、区及び受託者で協議の上定めるものとする。

※予算の配当において予算の減額や削減があった場合は、契約金額及び契約内容を変更すること、または契約を締結しないことがある。

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙3を参照すること。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務の履行にあたっては、前回のがけ・擁壁等防災対策方針策定から施策の評価・検証、法令や国、関係自治体の動向等に係る情報の収集・整理を行い、実効性のある施策を検討する必要がある。

また、本業務受託期間中も国及び都などの動向や社会情勢を常に把握し、本業務に対して柔軟かつ的確に対応できることが求められる。

このため、がけ・擁壁の安全を促進する施策等について高度な知識や経験、専門性及び技術力を有する事業者へ委託する必要があることから、プロポーザル方式により候補者を選定する。

4 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 世田谷区において入札参加資格を有していること。
- (2) 世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (4) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。

- (6) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 平成31年度以降に官公庁が発注した同種業務(がけ・擁壁に関する解析業務を踏まえた調査及び方針等の改定)の完了実績がある者。
- (8) 空間情報総括監理技術者の資格を持つ者を雇用していること。本業務は令和6年度机上抽出調査の結果(GISデータ)を使用するため、GISデータに関する内容について助言ができる体制ができること。
- (9) 技術士(建設部門:土質及び基礎又は河川・砂防及び海岸・海洋)もしくはRCCM(地質又は河川・砂防及び海岸・海洋)の資格を持つ者を雇用し、1名以上を含む体制で業務にあたること。また、本業務の主任技術者の要件とする。
- (10) 世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託プロポーザル業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員長：防災街づくり担当部長 山梨勝哉

委員：都市整備政策部建築審査課長 林克洋

委員：防災街づくり担当部防災街づくり課長 小野道寛

委員：防災街づくり担当部市街地整備課長 鈴木典康

委員：みどり33推進担当部公園緑地課長 岸本隆

5 選定スケジュール(予定)

内容	日程
手続き開始の公告	令和7年1月20日(月)
プロポーザル説明書の配付期間 参加表明書受付期間	令和7年1月20日(月)から 1月31日(金)午後5時まで
プロポーザル招請等通知	令和7年2月10日(月)から
プロポーザル質問書受付期間	令和7年2月10日(月)から 令和7年2月20日(木)午後5時まで
質問の回答日	令和7年2月25日(火)
企画提案書等の提出期限	令和7年3月6日(木)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和7年3月14日(金)
一次審査結果の通知	令和7年3月19日(水)
二次審査(ヒアリング)	令和7年3月28日(金)
審査結果の発送	令和7年4月4日(金)以降

(1) 手続き開始の公告

①公告日：令和7年1月20日(月)

②公告方法：世田谷区ホームページ（契約・入札情報）

(2) プロポーザル説明書の配付期間、配付方法

①配付期間：令和7年1月20日（月）から1月31日（金）午後5時まで

②配付方法：ア 世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課にて窓口配付

土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ→検索メニュー→契約・入札情報→発注情報→

現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出方法、提出書類、提出部数、提出先

①提出期限：令和7年1月31日（金）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

②提出方法：郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）又は持参（土、日、祝日

を除く午前9時から午後5時まで）

③提出書類 ア 参加表明書（様式1）

イ 企業実績（様式2）

ウ 様式1に記載した参加条件が確認できる関係書類の写し（一式）

エ 様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し（一式）

④提出部数：上記③アからエを各1部

⑤提出先：世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎A棟2階）

電話：03（6432）7158 FAX：03（6432）7982

(4) プロポーザル質問書の受付期間、質問方法、質問先、質問回答日、回答方法

①受付期間：令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）午後5時まで

②質問方法：当プロポーザルに関して質問がある場合は、「プロポーザル質問書（様式3）」

を用いて電子メールにて行う。電話や窓口での質問には応じない。

③質問先：世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課

宛先電子メールアドレス：SEA02039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(5) 質問の回答日、回答方法

①回答日：令和7年2月25日（火）

②回答方法：電子メールにて参加者全てに対し回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の個別の内容や具体の提案内容に密接に関わるもの等については、質問者に対してのみ回答する。

(6) 企画提案書等の提出期限、提出方法、提出書類、提出部数

①提出期限：令和7年3月6日（木）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

②提出方法：郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）又は持参（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

③提出書類

ア 企画提案書等

（ア）企画提案書（表紙）（様式4）

（イ）業務実施体制（様式5）

（ウ）予定技術者の業務実績等（様式6）

（エ）特定テーマに対する提案（様式自由、A3判サイズ片面2枚以内）

（オ）工程計画（令和7年度から2箇年分）（様式自由、A4判片面1枚）

イ 参考見積書（様式自由、消費税等込、令和7・8年度の内訳書含む）

ウ 会社概要（パンフレット等、様式自由）

④提出部数

ア 企画提案書等

（ア）正本1部（法人名を表紙に記載し、左綴じ）

（イ）副本6部（法人名、予定技術者名は記載しない。また、法人名、予定技術者名が類推できるような表現は避ける。紙ファイルやクリアファイル等はいずれも、左綴じ。ただし、副本のうち1部は、綴じずに提出する。）

イ 参考見積書…正本1部

ウ 会社概要…正本1部

エ 企画提案書及びその添付書類の作成に係る留意事項等

「企画提案書等作成要領」を参照

オ 提出先：世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課

（提出場所は、前記5（3）⑤記載の提出先のとおり。）

7 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では、企画提案書等の提出者の選定は行わず、世田谷区防災街づくり担当部市街地整備課において、提出者から提出のあった「参加表明書（様式1）」、「企業実績（様式2）」、「様式1に記載した参加条件が確認できる関係書類の写し（一式）」、「様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し（一式）」をもとに、前記4「参加資格」の確認のみを行う。

参加資格が確認できた提出者には「プロポーザル招請通知」を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には「確認できなかった」旨を通知する。

8 企画提案書を特定するための評価基準

本件の実施にあたっては、別に定める「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託プロポーザル業者選定委員会設置要綱」に基づき、「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託プロポーザル業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という）を設置する。

審査は、別に定める「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託プロポーザル業者選定に係る審査要領」に基づき実施する。

企画提案書の審査は、以下の二段階審査方式で実施する。なお、参考見積は、提案内容との整合性及び妥当性を確認するためのものとする。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を3社程度選定する。一次審査の結果は、令和7年3月19日（水）に企画提案書を提出した者に電子メール等により通知する。

一次審査項目

審査項目	審査の視点	配点
企業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務実績が十分か ・がけ・擁壁に関する業務実績があるか 	20点 (事務局審査)
予定技術者実績 (管理技術者) (担当技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区への精通度があるか ・同種業務の実務実績が十分か ・がけ・擁壁に関する法令や国・都の施策等に精通しているか。 	20点 (事務局審査)
特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区において実効性があり、実現性と説得力のある提案であるか ・業務目的、内容の理解度が高いか ・事業手法等の考え方に魅力があるか ・業務の特性、目的を適切に把握した提案となっているか（着眼点、問題点、解決方法等） 	100点
資料作成能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が分かりやすく、効果的な構成となっているか 	20点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・区の意見を正確に聴き取り、調整しながら適切に進めることができる体制か ・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか 	20点
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・区の意見を正確に聴き取り、調整しながら進めることができる工程となっているか。 ・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されているか 	20点
参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と整合性があるか 	数値化しない

(2) 二次審査（ヒアリング）

企画提案書の内容について、配置予定の管理技術者及び担当技術者に対してヒアリングを実施し、審査する。

提案の説明は15分程度とし、その後15分程度の質疑を行う。説明に用いる資料は企画提案書のみとし、新たな資料等の提出は認めない。

ヒアリング実施予定日は、令和7年3月28日（金）とし、会場及び時間等の詳細については、二次審査対象者に電子メール等により通知する

二次審査項目

審査の項目	審査の視点	配点
専門性と技術力	・ 企画提案書の内容をよく説明できているか ・ 過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか	20点
取り組み姿勢	・ 業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか ・ 世田谷区において実効性があり、実現性と説得力があるか	40点
コミュニケーション力	・ がけ・擁壁に関する業務への理解、姿勢が適切か ・ 説明がわかりやすいか ・ 質問に対する応答が明快かつ迅速か	20点
先見性	・ 世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針の将来展望があるか	20点

9 第一候補者等の選定

選定委員会が、前記8の評価基準に基づき、審査結果を総合的に評価し、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、第二順位の提案者を委託先の第二候補者として、それぞれ選定する。

10 審査結果の通知

審査結果は、令和7年4月4日（金）以降に書面にて全対象者あてに通知する。

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除である。
- (3) 契約書作成の要否は、要である。
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、令和7年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

(6) 提案者が1者の場合の審査は、第一次審査及び第二次審査の評価合計点が、全審査委員の配点総計に対して6割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

(7) 本プロポーザルは、委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。

(8) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。

(9) 参加表明書、企画提案書等の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(10) 参加表明書、企画提案書等、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損う行為をした提案者は、失格とする。

(11) 提出された企画提案書等の提出書類は、返却しない。また、提出された企画提案書等は、提案者に無断で今回の選定以外の目的で使用しない。なお、選定された者の企画提案書等を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(12) 企画提案書等の提出後は、原則として企画提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、委託者の了承を得なければならない。

(13) 応募にあたり、知り得た情報については、守秘義務を遵守する。

1.2 問い合わせ先

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進

担当：森田、岡田、吉村

電話：03-6432-7158 FAX：03-6432-7982

メールアドレス：SEA02039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

企画提案書等作成要領

1 提出書類

(1) 企画提案書等

- ①企画提案書（様式4）
 - ②業務実施体制（様式5）
 - ③予定技術者の業務実績等（様式6）
 - ④特定テーマに対する提案（様式自由、A3判サイズ片面2枚以内）
 - ⑤工程計画（令和7年度から2箇年分、様式自由、A4判片面2枚）
- (2) 参考見積書（様式自由、消費税込、令和7・8年度の内訳書含む）
- (3) 会社概要（パンフレット等、様式自由）

2 企画提案書等の作成

以下の(1)から(3)の要領で作成する。

- (1) 書式：A4サイズ又はA3サイズ横書きとし、段組等のページレイアウトは自由とする。
文字の大きさ：10.5ポイント以上とする。
- (2) 提出部数：正本、副本各6部 合計7部
- (3) 企画提案書等の記載事項

①業務実施体制（様式5）

業務実施体制のうち予定技術者ごとの担当する業務については、具体的に記載する。予定技術者名、再委託先又は協力先の企業等の名称は、正本のみ記入し、副本は空欄にする。

②予定技術者の業務実績等（様式6）

本業務に従事する管理技術者（A）、担当技術者（B）、（C）、（D）の本業務における役割、本業務に関連する保有資格等、同種業務実績（平成31年度以降）について、出来るだけ具体的かつ簡潔に記載する。なお、同業同種とは、官公庁が発注した同種業務（DEMデータを用いたがけ・擁壁に関する解析業務を踏まえた調査及び方針等の改定）の完了実績がある者とする。

③特定テーマに対する提案（様式自由、A3判サイズ片面2枚以内）

ア がけや擁壁の安全性向上を実現するための具体的かつ実効性のある施策の提案

イ 建築基準法及び東京都建築安全条例等の法令等に基づき、擁壁補強を行う擁壁の所有者に対して、区が補助を認めることのできる一定の安全性が担保される工法等について整理（擁壁の新設・改修を行う際の行政が行う確認行為との比較、他市区施策との比較し、適切な補助金額を定める手法を含む）

ウ 区内全域のがけ・擁壁の安全性向上を実現するため、庁内の各所管の連携体制とそれをサポートするがけ・擁壁データベースのあり方の提案

④工程計画（様式自由、A4判片面1枚）

本業務の実施に当たり、令和7年度から2箇年（予定）にわたるスケジュールを、出来るだけ具体的に表現する。

3 参考見積書の作成

以下の（1）から（3）の要領で作成する。

（1）書式：自由。文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

（2）提出部数：正本1部

（3）その他

見積書は有印とし、内訳については、工程計画等へ記載する項目と整合のとれる内容であり、且つ詳細なものとする。なお、見積書の作成に用いる技術者単価は、令和7年度の単価を用いる。金額は円単位とし、消費税（10%）を含むものとする。また、税額を明記すること。

4 会社概要

（1）書式：既存のパンフレット等、様式は自由

（2）提出部数：正本1部

令和7年 月 日

世田谷区防災街づくり担当部
市街地整備課長 あて

商号又は名称
代表者名



参加表明書

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託」のプロポーザルに参加したいので、参加資格を満たすことを誓約し、次の提出書類を付して提出する。

1 提出書類

- (1) 企業実績 (様式2)
- (2) 様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し (業務件名、契約期間、委託者及び受託者名が分かる部分に限る。)
- (3) 参加条件が確認できる関係書類の写し
 - ・納税証明書 (法人都道府県民税、法人事業税用)
 - ・納税証明書 (「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明)
 - ・個人情報保護に関する社内規程 (任意様式)
 - ・空間情報総括監理技術者の資格を持つ者を雇用していることがわかる書類 (任意様式)
 - ・技術士 (建設部門:土質及び基礎又は河川・砂防及び海岸・海洋) もしくは RCCM (地質又は河川・砂防及び海岸・海洋) の資格を持つ者を雇用していることがわかる書類 (任意様式)

2 連絡担当者

法人名

担当者名

電話

F A X

E - m a i l

企業実績

1 平成31年度以降に官公庁が発注した同種業務（DEMデータを用いたがけ・擁壁に関する解析業務を踏まえた調査及び方針等の改定）の完了実績（最大3件を記入すること）

業務名称	
委託元	
契約期間	平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月
主な業務内容	
特にアピールしたい点	

業務名称	
委託元	
契約期間	平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月
主な業務内容	
特にアピールしたい点	

業務名称	
委託元	
契約期間	平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月
主な業務内容	
特にアピールしたい点	

質問書

件名：世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託

質問者	会社名	
	部署	
	担当者	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
質問事項		

企画提案書

件名：世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託

上記業務について、企画提案書を提出します。

令和7年 月 日

世田谷区防災街づくり担当部
市街地整備課長あて

(提出者) 住所
商号又は名称
代表者名



(連絡担当者) 部署名
氏名
電話
F A X
E - m a i l

業務実施体制

1 業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する業務
管理技術者	A:		
担当技術者	B:		
	C:		
	D:		

※所属・役職について、提出者以外の企業等に属する者の場合は、「所属・役職」欄に企業名等も記載する。

※担当技術者のうち、主たる担当者は「担当する業務」欄に主担当者である旨を記載する。

※担当技術者が3名以上の場合には、欄を追加して記載する。

※副本の「予定技術者名」欄は空欄する。

2 提出者以外の企業等に属する者を担当技術者とする理由（該当する場合のみ記入）

再委託先又は協力先	分担業務の内容及びその理由（企業の技術的特長等）

※副本の再委託先又は協力先は空欄とする。

予定技術者の業務実績等（管理技術者）

管理技術者（A）	生年月日： 年 月 日
本業務に関連する保有資格等（資格の種類（部門等）、登録番号）	
同種業務実績	業務名①： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名②： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名③： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
本業務における本技術者の役割	
本技術者が本業務を担当する効果、PR	
手持ち業務の状況 （2025年4月見込）	・業務件数 件 ・従事割合 当該業務：他の手持ち業務＝

注：管理技術者の氏名は記載しないこと。

予定技術者の業務実績等（担当技術者）

担当技術者（B）	生年月日： 年 月 日
本業務に関連する保有資格等（資格の種類（部門等）、登録番号）	
同種業務実績	業務名①： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名②： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名③： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
本業務における本技術者の役割	
本技術者が本業務を担当する効果、PR	
手持ち業務の状況（2025年4月見込）	・業務件数 件 ・従事割合 当該業務：他の手持ち業務＝ :

注：担当技術者の氏名は記載しないこと。

予定技術者の業務実績等（担当技術者）

担当技術者（C）	生年月日： 年 月 日
本業務に関連する保有資格等（資格の種類（部門等）、登録番号）	
同種業務実績	業務名①： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名②： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名③： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
本業務における本技術者の役割	
本技術者が本業務を担当する効果、PR	
手持ち業務の状況 （2025年4月見込）	・業務件数 件 ・従事割合 当該業務：他の手持ち業務＝：

注：担当技術者の氏名は記載しないこと。

予定技術者の業務実績等（担当技術者）

担当技術者（D）	生年月日： 年 月 日
本業務に関連する保有資格等（資格の種類（部門等）、登録番号）	
同種業務実績	業務名①： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名②： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
同種業務実績	業務名③： 業務役割： 発注者： 契約期間： 業務概要：
本業務における本技術者の役割	
本技術者が本業務を担当する効果、PR	
手持ち業務の状況 （2025年4月見込）	・業務件数 件 ・従事割合 当該業務：他の手持ち業務＝ ；

注：担当技術者の氏名は記載しないこと。

No.	
-----	--

がけ調査票

- 変状なし
- 変状あり ⇒「変状形態と配点表」の該当項目に○をつける。変状は複数回答可。

変 状 形 態 と 配 点 表							
のり面・自然斜面	変形状態のチェック(複数可)	小		中		大	
	のり面	1 クラック(幅) 	3 cm未満又は単数	1	3~15 cm未満又は複数	2	15 cm以上又は全面
	2 ハラミ(隆起量) 	10 cm未満	3	10~30 cm未満	4	30 cm以上	5
	3 ガリー浸食 	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
	4 滑落・崩壊 	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
	5 のり面保護工の変状(植生工は除く)  枠内土砂流出(枠浮上り)	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6 排水施設の変状 	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7 湧水、落石・転石	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→+1点(上の点数に1点加える)					
	変状の判定値	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>		☆変状程度の点数と危険度判定☆ 変状無： 0 点(問題無し) 変状小： 1~3点(当面は問題無し) 変状中： 4~7点(要注意) 変状大： 8~10点(危険)			点
	危険度判定	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 無					

世田谷区がけ・擁壁等安全対策方針改定業務委託

	令和 7 年度												令和 8 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務関係																								
打合せ（事務局のみ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
作業部会（担当係長級）				●				●		●														
検討委員会（有識者）				●				●		●														
検討委員会（担当課長級）					●			●		●														
政策調整会議																●				●				
政策会議																	●				●			
常任委員会																		●						●

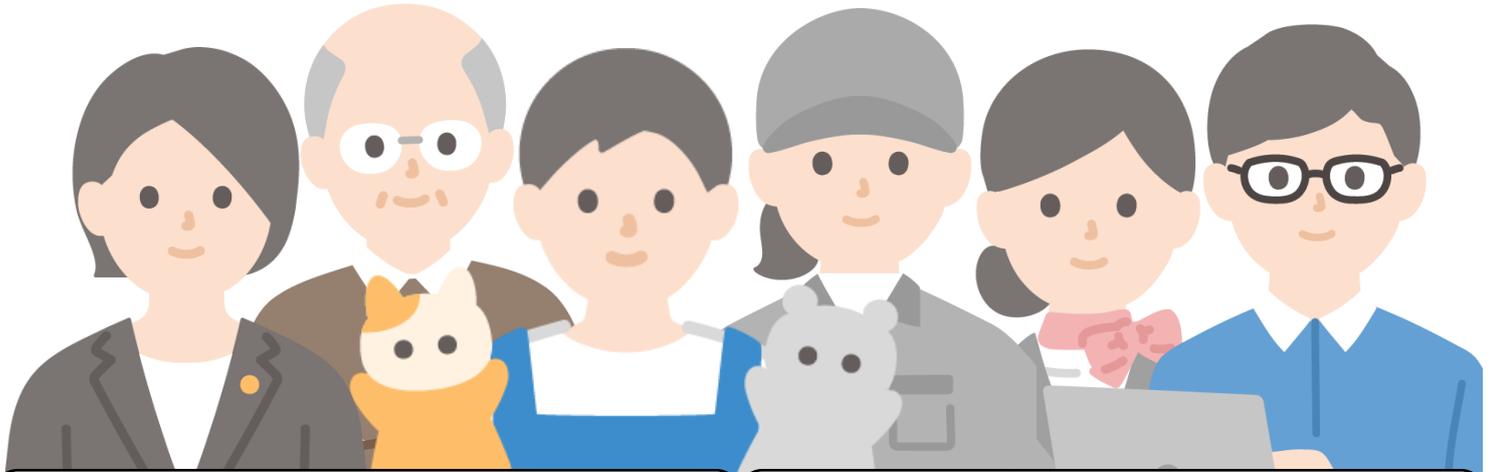
※上記の内容は令和6年度の予定であり、予告なく変更することがある。

※令和8年度中に区民意見募集を実施する。

世田谷区との一定額以上の契約には

「労働報酬下限額」が適用されます

別紙3



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。